

たつの市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1 中間見直しについて

国通知に基づき、「たつの市子ども・子育て支援事業計画」における「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「提供体制の確保方策（提供量）」が大きく乖離している場合等には、適切な基盤整備を行うため、必要に応じて、計画期間の中間年等に計画の見直しを行う。

2 具体的な見直し方法について

これまでの事業実績や今後の事業計画を踏まえ、「教育・保育」においては「量の見込み」と「提供体制の確保方策（提供量）」の数値に10%以上の乖離がある場合等に、「地域子ども・子育て支援事業」においては「量の見込み」と「提供体制の確保方策（提供量）」の数値に変更がある場合等に、数値や事業計画内容を見直す。

3 今後の予定について

7月～	各課にて計画見直しの実施
11月～	改定計画案の作成（次年度以降の予算反映）
令和5年1月	子ども・子育て会議へ改定計画案の付議
2月	県へ改定内容の報告
4月	改定計画の施行